



年金払定期付積立型変額保険
LIFE PRODUCE
(06)
ライフ プロデュース (06)

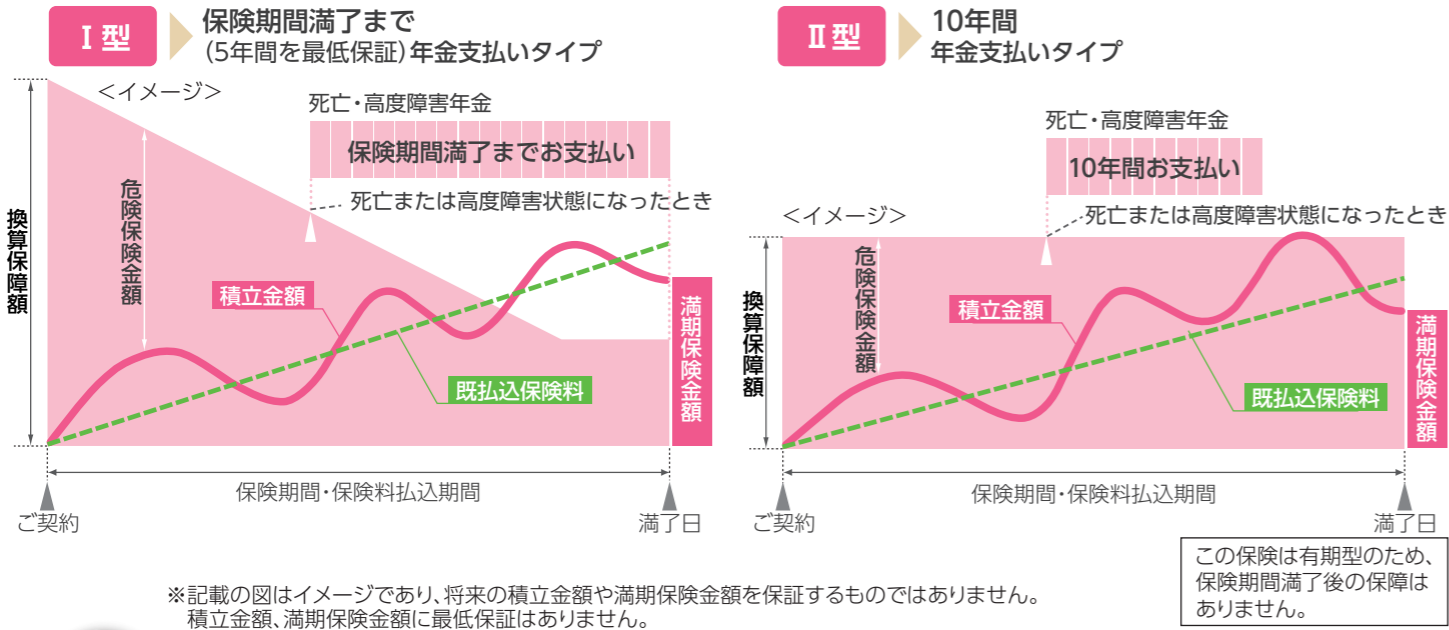
ライフ プロデュース (06)
年金払定期付積立型変額保険

アクサ生命

- この保険は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。 **死亡** **資金準備**

特長1 死亡・高度障害保障を確保しながら資産形成が期待できます。

特長2 ライフイベントに合わせて保障額や保険料を変更したり、**積立金の一部引出ができます。**



Check! **ご注意ください**

投資リスクがあります

- この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。(払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。)**
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

費用がかかります

- この保険にかかる費用には、**ご契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用**があります。
- 払込保険料からご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、**払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。**
- 特別勘定に繰り入れた後に、死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から定期的に控除します。
- ご契約の締結・維持、死亡保障などに必要な費用については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

10年未満は解約・減額などの際に費用がかかります

- **ご契約日から10年を経過していない場合**、払いもどし金額は解約日(アクサ生命の本社または指定した場所で必要書類を受け付けた日)の翌営業日の積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。
- **特に早期に解約などされた場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。**
- 積立金の一部引出にも、経過年数に応じて積立金額に対する解約控除がかかることがあります。
- 以下の際にも、危険保険金額の減額により、危険保険金額に対する解約控除が適用される場合があります。基本年金年額の減額/契約の型の変更/保険期間の短縮

※費用・解約控除について詳しくは、中面をご覧ください。

お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。

主契約の保障内容		
このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額
死亡したとき	死亡年金	毎回、基本年金年額と同額
高度障害状態になったとき	高度障害年金	毎回、基本年金年額と同額
保険期間満了時まで生存したとき	満期保険金	保険期間満了日の積立金額

※死亡または高度障害状態になったときの積立金額が換算保障額を上回った場合は、上回った金額を年金に加えて一時金でお支払いします。ただし、一時金で支払う際に、控除されていない危険保険料や保険契約管理費があるときは、控除してお支払いします。
※第1回の高度障害年金をお支払いした場合には、その後新たに年金または満期保険金のお支払事由が生じた場合でも、年金または満期保険金はお支払いいたしません。
※お支払いの対象となる高度障害状態について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

主契約のお取り扱い範囲	
契約年齢	0歳～65歳
保険期間・保険料払込期間	15年/20年/25年/30年満了 55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳/85歳満了
基本年金年額	< I型 > 最低30万円～ (1万円単位) < II型 > 最低50万円～ (1万円単位) ※最高金額は設定条件などにより異なります。詳しくはご契約の際にご確認ください。
保険料	< 毎月保険料 > 月払: 最低5,000円～最高10万円(1,000円単位) / 半年払: 最低3万円～最高60万円(5,000円単位) / 年払: 最低6万円～最高120万円(1万円単位) < 任意一時払保険料 > 最低10万円～最高150万円(1万円単位) ※詳しくはご契約の際にご確認ください。
保険料払込方法	月払/半年払/年払
解約時の払いもどし金	ご契約日から10年を経過していない場合の払いもどし金額は、アクサ生命の本社または指定した場所で必要書類を受け付けた日(解約日)の翌営業日の積立金額から経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。積立金の一部引出金額は、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日(一部引出日)の翌営業日における積立金額から経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。払いもどし金額は特別勘定の運用実績により毎日変動(増減)しますので、払込保険料総額を下回る場合があります。払いもどし金額に最低保証はありません。
契約者配当金	この保険には、契約者配当金はありません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※契約年齢などによってお取り扱いできない範囲があります。

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■年金をお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「リファレンスブック」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

※詳しくは、変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者

任意付加 特約の保障内容	
特約	このようなときにお支払いします
指定代理請求特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の年金などの受取人が年金などを請求できない所定の事情があるときに、年金などの受取人に代わりあらかじめ指定された指定代理請求人が年金などを請求することができます。
保険給付の責任を開始する時期に関する特約	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加した場合、ご契約のお申込み、または告知のいずれか遅い日が責任開始日となり、この日からアクサ生命はご契約上の責任(保障)を開始します。 ●ご契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日です。 ●この特約を付加した場合、第1回保険料のお払込みが完了するまでは、払いもどし金はありません。 ●この特約のみの解約はできません。 ●この特約の中途付加のお取り扱いはありません。

諸費用について

第1回の年金の支払事由発生前 ※お客さまにご負担いただく費用は、危険保険料、各保険契約管理費および運用関係費の合計額となります。

項目	費用	備考
危険保険料	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に、危険保険料率を乗じた額	月単位の契約応当日*1の前日末に積立金から控除します。 (日々の危険保険金額の平均にもとづく当月分の危険保険料を当月末に積立金から控除します。*2)
保険契約管理費(保険料比例部分)	保険料(任意一時払保険料を除く)に対し、5.00%	各保険料を特別勘定に繰り入れる際、当該保険料から控除して積立金に充当します。
保険契約管理費(定額部分)	毎月 250 円(固定費)	月単位の契約応当日*1の前日末に積立金から控除します (当月分の費用を当月末に積立金から控除します。*2)
保険契約管理費(危険保険金額比例部分)	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に対し、0.01%/月	月単位の契約応当日*1の前日末に積立金から控除します。 (日々の危険保険金額の平均にもとづく当月分の費用を当月末に積立金から控除します。*2)
保険契約管理費(積立金額比例部分)	積立金に対し、年率1.00% (1.00%/365日を乗じた金額)	毎日、積立金から控除します。

- *1「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、アクサ生命が第1回保険料の入金を確認した日の後に到来する月単位の契約応当日。
 *2「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合で、アクサ生命が第1回保険料の入金を確認した日が月単位の契約応当日以後となる場合は、ご契約日以後の月数分をまとめて積立金から控除します。
 ※危険保険料は、危険保険金額が積立金額の変動などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額を記載することが困難であり、表示することはできません。また、危険保険料率は、被保険者の年齢、性別によって異なります。

●運用関係費(2022年10月現在)

項目	費用	備考
運用関係費	ライフプロデュース30：年率0.56540%程度(税込) ライフプロデュース50：年率0.56100%程度(税込) ライフプロデュース70：年率0.55660%程度(税込) ライフプロデュース日本株式：年率0.90200%程度(税込) ライフプロデュース世界株式：年率0.55000%程度(税込) ライフプロデュース世界債券：年率0.57200%程度(税込)	投資信託の純資産額に対して、毎日積立金から控除します。

- ※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。
 信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。
 また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。
 ※運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。
 ※「ライフプロデュース30/50/70」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。
 各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などにもとまう実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

●積立金の移転や解約などにかかる費用

項目	時期	費用	備考
積立金移転費用	積立金の移転時	〈書面による移転申込みの場合〉 月1回の積立金の移転は無料 2回目からは1回につき2,300円	積立金から控除します。
		〈インターネットによる移転申込みの場合〉 月1回の積立金の移転は無料 2回目からは1回につき800円	
解約控除	解約時	積立金に対する解約控除額と危険保険金に対する解約控除額の合計額	解約日のご契約日より起算して10年未満の場合には、経過年数(1年未満切り上げ)に応じて、積立金額に対する解約控除額(10%~1%)と危険保険金に対する解約控除額(0.5%~0.05%)の合計額を解約日の翌営業日の積立金額から控除します。
	積立金の一部引出時	積立金に対する解約控除額	一部引出日のご契約日より起算して10年未満の場合には、経過年数(1年未満切り上げ)に応じて計算した金額を、一部引出請求金額から控除します。

- ※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。
 ※基本年金年額の減額、ご契約の型の変更、保険期間の短縮の際にも、危険保険金額の減額により、危険保険金額に対する解約控除が適用される場合があります。
 ※上記の内容は将来変更となる可能性があります。

第1回の年金の支払事由発生以後

死亡・高度障害年金をお受け取りいただく場合

項目	ご負担いただく費用と時期
年金管理費	年金額に対して1.0%を、年金支払日に責任準備金から控除します。

「年金払特約(06)」「年金払移行特約」により、年金をお受け取りいただく場合

項目	ご負担いただく費用と時期
年金管理費	年金額に対して1.0%*を、年金支払日に責任準備金から控除します。

- *記載の費用は上限です。
 ※年金管理費は将来変更される可能性があります。

付帯サービス



●郵送検査キットによる血液検査サービス

- ※上記サービスはサービス提供会社が提供します。
 上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。